

6 製造療第266号

## 動物用医療機器製造業登録証

氏名又は  
名称 株式会社リガク

製造所の  
所在地 東京都昭島市松原町三丁目9番12号

製造所の  
名称 株式会社リガク 東京工場

登録の  
有効期間 令和6年10月13日から  
令和11年10月12日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3  
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和6年9月5日

農林水産大臣 坂本 哲志

4 製造療第30155号

## 動物用医療機器製造業登録証

氏名又は  
名称 株式会社リガク

製造所の  
所在地 山梨県北杜市須玉町若神子4495-8

製造所の  
名称 株式会社リガク 山梨工場

登録の  
有効期間 令和4年10月12日から  
令和9年10月11日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3  
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和4年10月12日

農林水産大臣 野村 哲郎